

WAKWAK コムシス光 利用規程

※ 「コムシス光(WAKWAK)」は、2021年3月31日をもって新規受付を終了しました。

※ 2017年6月1日に「コムシス光(WAKWAK)」は「WAKWAK コムシス光」にサービス名称を変更しました。サービス内容、料金等に変更はありません。

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、当社が株式会社日本コムシス(以下、日本コムシスといいます)の提供する「コムシス光」の利用を条件として提供する、当社のインターネット接続サービス「WAKWAK コムシス光」(以下、本サービスといいます)の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲等)

第1条 本規程は、契約者と当社の間における本サービスのご利用に係る条件について適用します。契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。

2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

3. 「コムシス光」については、日本コムシスの定めるコムシス光サービス契約約款が適用されます。契約者は本規程および日本コムシスの定めるコムシス光サービス契約約款を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

(契約単位)

第2条 当社は「コムシス光」1 契約に対し、本サービス 1 契約を締結します。

2. 本サービスの契約者と「コムシス光」の契約者名義が異なる場合、本サービスの契約者は、本サービスに係る契約が「コムシス光」において利用できる契約となることについて、「コムシス光」の契約者に対しあらかじめ承諾するものとします。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスに対応する「コムシス光」のサービスタイプは以下のとおりです。

- 1)コムシス光ファミリー
- 2)コムシス光マンション

2. 本サービスは「コムシス光」以外のアクセス回線には対応していません。

3. 本サービスおよび本サービスの対応オプションサービスの詳細、月額利用料金は、WAKWAK 利用規約別紙に定めるとおりです。

(契約の申し込み)

第4条 本サービスの利用を希望する者(以下、申込者といいます)は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程(以下、あわせて本規程等といいます)に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的機関の発行する身分証明書等の提示を求められることがあります。

(適用の条件)

第5条 本サービスは第3条第1項に規定するサービスタイプの「コムシス光」の契約が必要です。「コムシス光」が第3条第1項に規定のないサービスタイプであるときには、本サービスは提供できません。

2. 「コムシス光」の契約者が、「コムシス光」利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等に該当するときには、本サービスは提供できません。

(申込の承諾)

第6条 当社は、WAKWAK 利用規約第7条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込者が、第3条第1項に規定するサービスタイプの「コムシス光」の契約者でない場合
- 2) その他、業務の遂行上著しい支障があるとき

(通信品質)

第7条 当社は、契約者と日本コムシスとの間の「コムシス光」の契約について、「コムシス光」により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。

2. 申込者、契約者は、「コムシス光」に関する問い合わせは、日本コムシスに対して行います。3. 契約者は、契約者と日本コムシスとの間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。

(接続サービスコースの利用開始)

第8条 本サービスを新規で申込み場合、WAKWAK 利用規約第7条第1項ないし第3項の規定にかかわらず、本サービスのサービス提供開始日は日本コムシスが本サービスの申込を代行して行い、当社がその申込を承認し登録が正常に完了した日とします。

(接続サービスコースの変更)

第9条 WAKWAKの他の接続サービスコースから本サービスへコース変更を希望する契約者、および本サービスからWAKWAKの他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。接続サービスコースの変更の成立

条件は、WAKWAK 利用規約第7条および本規程第6条の規定に準じます。

2. WAKWAK の他の接続サービスコースから本サービスへコース変更する場合、本サービス以外の接続サービスコースにて適用中のキャンペーン・特典(以下「キャンペーン」という)はコース変更を行った日の属する月の月末にて適用を終了します。

3. WAKWAK の本サービス以外の接続サービスコースで適用中または適用が終了したキャンペーンに設定されている最低利用期間は、本サービスへコース変更した日の属する月の月末にて終了し、解約金を免除します。

(契約者による解約)

第10条 契約者が本サービスの解約を希望する場合には、契約者から日本コムシスへ届け出るものとします。

(サービスの変更・廃止)

第11条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法(ホームページ上の掲示を含みまず。)により契約者に通知することにより、本規程、本サービスの内容の変更または廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項による本規程、本サービスの内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は2016年2月8日より実施します。

2017年6月1日一部改定 2018年6月1日一部改定 2019年7月1日一部改定
2022年7月1日一部改定